

低公害車導入状況報告関係

電子申請・届出システム利用案内

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく低公害車導入状況報告関係の届出については、可能な限り電子申請・届出システムの利用をお願いします。

電子申請は、原則 24 時間 365 日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

報告提出期限

毎年度 6 月 30 日まで\*に前年度の導入状況を報告

※6月30日が休日の場合は翌開庁日

ステップ1

..... 1 ページ

申請書の送信までをご案内します。

- (1) 電子申請用自動算定シートの作成
- (2) 電子申請・届出システムにアクセス
- (3) 低公害車導入状況報告書の送信

ステップ2

..... 9 ページ

送信後の手続きについてご案内します。

- (1) システムからのメール受信
- (2) 審査状況の確認

(参考) 報告書等の提出窓口・お問い合わせ先

..... 10 ページ

「電子申請の電子申請・届出システムに係るヘルプデスクのご案内」

電話番号：0120-464-119(平日の午前9時から午後5時まで)

愛知県環境局地球温暖化対策課

# 電子申請・届出システム（ステップ1）

## ～申請書を送信する～

- 事務の流れ
- (1) 電子申請用自動算定シートの作成
  - (2) 電子申請・届出システムにアクセス
  - (3) 低公害車導入状況報告書の送信

自動算定シートの入手や電子申請手続きについては全てインターネットを利用します。それぞれ該当のHPへのアクセスが必要になりますが、「低公害車の導入義務及び報告について」の画面にリンクが貼ってありますので、以下の事務の概要では、この画面を起点に説明をしていきます。「低公害車の導入義務及び報告について」の画面を「お気に入り」等に入れておくと便利です。

## 事務の概要

### (1) 自動算定シートの作成

自動算定シートは毎年度 HP に掲載されている New バージョンのものをダウンロードして使用してください。  
電子申請用ファイル中の「入力表」シートは、郵送用ファイル中の「入力表」シートと同一のもので、これまでの報告書の当該シートセルをコピーして貼り付けることができます。

#### ① ファイルのダウンロード

- ・下記アドレスにより「県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に定める低公害車の導入義務及び報告について」を表示
- ・「2 報告書の様式」の「自動算定シート(電子申請用)」をダウンロードしパソコンに保存(図A)

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000037477.html>

図 A

#### 2 報告書の様式

低公害車導入状況報告書の様式は、下記のアイコンからクリック・ダウンロードしてください。この報告様式は、低公害車の種類別台数が自動算定されるエクセルシートになっています。

なお、算定シートの作成方法、導入割合の算定結果などについて、ご質問がある場合は、愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ、または、提出先の県民事務所環境保全課等へ、お問い合わせください。

低公害車導入状況報告書の様式

- ・  [自動算定シート\(電子申請用・～1000台\) \[Excelファイル/820KB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(電子申請用・～2000台\) \[Excelファイル/1.08MB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(電子申請用・～6000台\) \[Excelファイル/2.2MB\]](#)

電子申請用の様式です。報告台数に応じた様式をご利用ください。

← 電子申請用

- ・  [電子申請・届出システム利用案内 \[PDFファイル/1.1MB\]](#)

電子申請・届出システムの利用案内です。

- ・  [自動算定シート\(郵送用・～1000台\) \[Excelファイル/871KB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(郵送用・～2000台\) \[Excelファイル/1.13MB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(郵送用・～6000台\) \[Excelファイル/2.25MB\]](#)

郵送用の様式です。報告台数に応じた様式をご利用ください。

← 郵送用

## ② 入 力

電子申請用ファイル(エクセル)は圧縮されています。一旦パソコンに保存してください。  
ダブルクリックすると自動解凍されます。  
電子申請用ファイルは「入力表」と「別紙」から構成されています。  
入力に当たっては、必ず「入力表の入力方法」シート及び「入力表 記入例」の内容を確認してください。

- ・「入力表の入力方法」シートに従い、「入力表」シートの入力ゾーン(紫色および黄色のセル)へ入力(「入力表 記入例」シート参照)
- ・入力後、「別紙 低公害車の種別ごとの台数」シートJ22(セル番号)と「入力表」シートJ2(セル番号)が一致していることを確認後、保存  
(3MBを超える場合は、圧縮ファイル(.zipもしくは.lzh等)保存(※2))

◆ファイルは、毎年度HPに掲載されているNewバージョン(※1)のものをダウンロードして使用してください。

※1 時点修正してあります。

※2 ファイルの圧縮について

圧縮手順 A (例; Windows® 7 で.zip に圧縮)  
① 入力済みファイルを選択  
② 右クリック  
③ 「送る」から「圧縮(zip形式)フォルダ」を選択→.zipに圧縮  
☆圧縮ファイルの形式は.zip以外でも可



圧縮手順 B (例; 圧縮・解凍ソフト(+Lhaca)を用いて.zipに圧縮)

パソコンにソフトが入っていない場合は、オンラインソフトを紹介する配布サイトから無料のソフト(+Lhaca、Lhaplus等)を入手することもできます。配布サイトは「ZIP圧縮」等で検索してください。

- ① 配布サイトの圧縮・解凍メニューから「+Lhaca」のダウンロードを選択
- ② ファイルのアイコンをダブルクリックしてインストール完了
- ③ デスクトップ上の+Lhacaアイコンの上に作成したExcelファイルをドロップ  
→.zipに圧縮

- ☆ ソフトのダウンロードについては各自の責任下において行ってください。
- ☆ 上記は一例です。パソコンに圧縮・解凍ソフトが既に入っている場合はそちらをお使いください。
- ☆ .zip以外の形式の圧縮ファイルでも結構です。



## (2) 電子申請・届出システムにアクセス

- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に定める低公害車の導入義務及び報告について」を表示
- ・「3 提出方法」の「[電子申請手続きはこちら](#)」をクリック

☆電子申請・届出システムに係るヘルプデスクのご案内  
電話番号：0120-464-119(平日午前9時から午後5時まで)

※電子署名、電子証明書は必要ありません。

### (3) 低公害車導入状況報告書の送信

#### ① 利用者登録

※登録しなくても申請は可能ですが、登録しておく、過去の申請状況が一覧表示できるなど、便利です。以下には、利用者登録した場合を仮定しています。

- ・電子申請・届出システムのトップ画面から「利用者登録」ボタンをクリック(図B)
- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図C)
- ・法人または個人を選択し「利用者ID(メールアドレス)」を入力(図D)

図 B



図 C

利用者が一定期間(730日)ログインしていない場合、登録情報すべてを削除いたします。

#### <利用規約>

〇〇電子自治体共同運営システム(電子申請サービス)利用規約

##### 1 目的

この規約は、〇〇電子自治体共同運営システム(電子申請サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して〇〇県及び〇〇県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

##### 2 利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

##### 3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除

本システムを利用して申請・届出等を行う場合は、利用者たる本人が利用方法に従い利用者登録を行うことができるものとします。

(1) 利用者登録を行う際は、利用者ID、パスワード、氏名、住所、その他の必要な事項を本システム上で登録し、「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意したものとみなします。

登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただきましたら、同意して進んでください。

同意する

図 D

利用者管理

メールアドレス入力(利用者登録)

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。  
登録いただいたメールはそのまま利用者IDとなります。  
入力が完了しましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。  
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。  
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref.aichi@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。  
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合は、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。  
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。  
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定がされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です

利用者区分※  個人  法人  代理人

利用者ID(メールアドレス)※ XXXXXXX

利用者ID(確認用)※ XXXXXXX

登録する

- ・登録したメールアドレスに [pref-aichi@s-kantan.com](mailto:pref-aichi@s-kantan.com) からメールが届きます。
- ・メールに記載されたURLにアクセスし、必要情報を入力して、「確認へ進む」ボタンをクリック(図E)
- ・入力内容を確認後、「登録する」ボタンをクリック(図F)
- ・「一覧へ戻る」ボタンをクリック(図G)

図 E

パスワード(確認用) *	同じものをもう一度入力してください。 ●●●●●●●●	
担当者名(フリガナ) *	氏: アイチ	名: タロウ
担当者名 *	氏: 愛知	名: 太郎
法人名(フリガナ) *	アイチケン	
法人名 *	愛知県	
代表者名(フリガナ) *	氏: オオムラ	名: ヒデアキ
代表者名 *	氏: 大村	名: 秀章
郵便番号 *	入力例) 123-4567-1234567 4600001 <input type="button" value="住所検索"/>	
住所 *	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	
電話番号 *	入力例) 012-345-6789 または 0123456789 052-954-6217	
FAX番号	入力例) 012-345-6789 または 0123456789	
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp	
メールアドレス2	各種通知メールを受信したいメールアドレスを登録できます。 ※ 携帯電話のメールアドレスの場合、迷惑メール対策等の受信拒否設定により、 受取れない可能性がありますので、携帯の設定をご確認ください。	

図 F

利用者登録確認

以下の内容で登録してよろしいですか？

利用者区分	法人
利用者ID	ondanka@pref.aichi.lg.jp
担当者名(フリガナ)	アイチ タロウ
担当者名	愛知 太郎
法人名(フリガナ)	アイチケン
法人名	愛知県
代表者名(フリガナ)	オオムラ ヒデアキ
代表者名	大村 秀章
郵便番号	4600001
住所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話番号	052-954-6217
FAX番号	
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp
メールアドレス2	

図 G

あいち 愛知県 電子申請・届出システム

[手続き申込](#) | [申込内容照会](#) | [利用者登録](#) | [ログイン](#)  
[申請書ダウンロード](#) | [ヘルプ](#)

利用者管理

利用者登録完了

利用者: 愛知県さまを登録しました。

## ② 手続き検索

- ・手続き名に「低公害車導入状況報告書」と入力し、「検索」をクリック(図 H)

図 H

## ③ 申請手続きを選択(低公害車導入状況報告書)を選択(図 I)

- ・利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック(図 J)

図 I

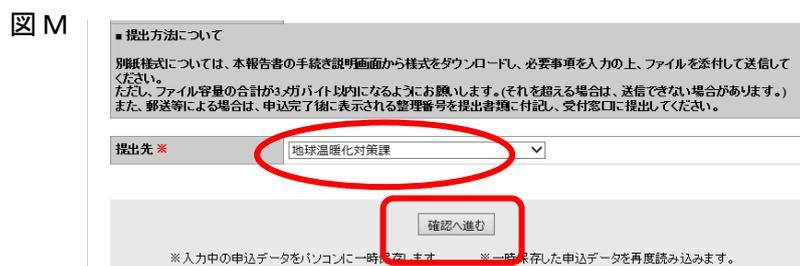
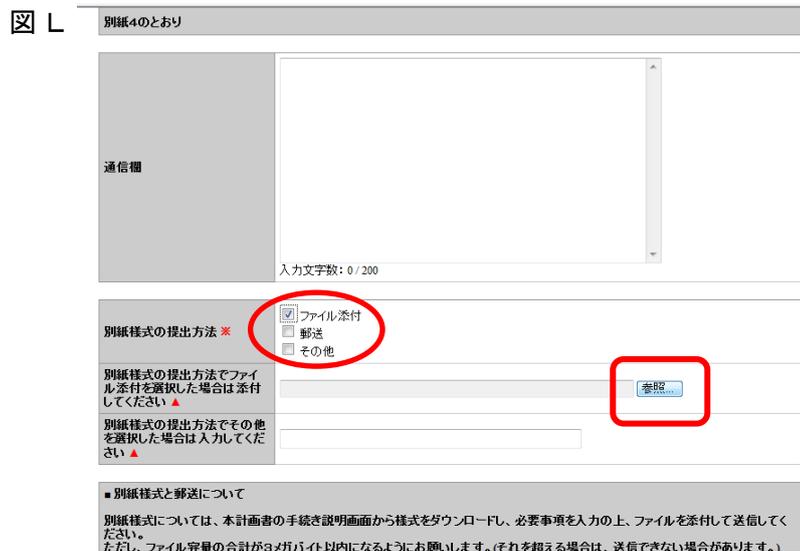
図 J

- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図K)



#### ④ 申請

- ・手続き申込画面へ必要事項を入力
- ・入力後、下段にある「別紙様式の提出方法」のファイル添付にチェック
- ・下段の「参照」ボタンをクリック(図L)
- ・(1)で作成したエクセルファイルを添付
- ・「提出先」をプルダウンにより選択(提出先はP10)を参照してください。)し、「確認へ進む」ボタンをクリック(図M)



- ・入力内容を確認後、「申込む」ボタンをクリック(図N)

図 N

■※整理番号

■※受理年月日

■※備考

通信欄

■備考

別紙様式の提出方法

ファイル添付

ファイル添付を選択した場合は添付してください

doumyuuru-santei\_denahi.xls

その他を選択した場合は入力してください

■提出方法について

提出先

地球温暖化対策課

入力へ戻る 申込む

PDFプレビュー

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

【システム操作に関するお問い合わせ先(コールセンター)】  
TEL:011-221-6161~119(フリーダイヤル、受付時間のみ)  
(平日 9:00~17:00 年末年始除く)  
FAX:06-6445-0266  
電子メール: [help-shinsei-aichisa-kantan.com](mailto:help-shinsei-aichisa-kantan.com)

### ⑤ 整理番号を確認

- ・申請については整理番号で整理されます。結果通知、問合せも番号で特定します。

### ⑥ ログアウト

- ・トップ画面の「ログアウト」ボタンをクリック

## 電子申請・届出システム（ステップ2）

### ～審査状況を確認する～

事務の流れ (1)システムからのメール受信→(2)審査状況を確認  
→申込内容照会の「処理状況」により  
「処理待ち」⇒審査中  
「完了」⇒手続き完了

### 事務の概要

#### (1)システムからのメール受信

送信された申請については、審査を経て必ず結果通知が送信されます。  
登録いただいたメールアドレスにシステムから審査結果通知の到着メールが届いたら(2)の手続きへお進みください。  
(申請が集中している場合は審査に時間を要することがあります。)  
なお、メールアドレスはトップ画面の右上の「利用者情報」で随時、登録・変更できます。

#### (2)審査状況を確認

- ・電子申請・届出システムにログインし、「申込内容照会」ボタンをクリック(図O)
  - ・一覧から該当の申請の「処理状況」列を参照(図P)
- ※「処理状況」が完了になる前であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

図O

ようこそ、愛知県さま  
検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択  個人が利用できる手続き  法人が利用できる手続き

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

図P

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号  手続き名

申込日  カレンダー ~  カレンダー

入力例) 2000年1月23日→2000123

2015年03月04日 16時02分 現在 ページ1 表示件数 10件 20件 50件

整理番号 ▲▼	手続き名 ▲▼	問い合わせ先 ▲▼	申込日時 ▲▼	処理状況 ▲▼	操作
605790358920	低公害車導入状況報告書	環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ	2015年3月4日15時	完了	<input type="button" value="詳細"/>

▼▼導入状況報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

導入状況報告書の提出先については、以下の表を参照してください。  
 なお、前回の導入状況報告書提出後、移転等により住所が変更になった場合、または、新たに特定自動車使用事業者に該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関となります。

機関名	所管市町村	住所	電話
環境局 地球温暖化対策課	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤルイン)
東三河総局 県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6113 (ダイヤルイン)
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 ・7255 (ダイヤルイン)
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2131 (ダイヤルイン)
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111 (代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2875 ・2876 (ダイヤルイン)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494 (ダイヤルイン)